

介護サービス事業における法令遵守・指導監査方針について

第1 法令遵守について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営によって国民からの信頼を確保し、利用者本位で質の高い介護サービスが提供されるよう、行政と事業者は、各々の立場で取り組んでいく必要がある。

介護サービス事業者には、超高齢社会における介護ニーズを支えていく福祉サービスの担い手として、高い法令遵守意識をもって適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上に努めることが求められる。

I 関係法令等の遵守について

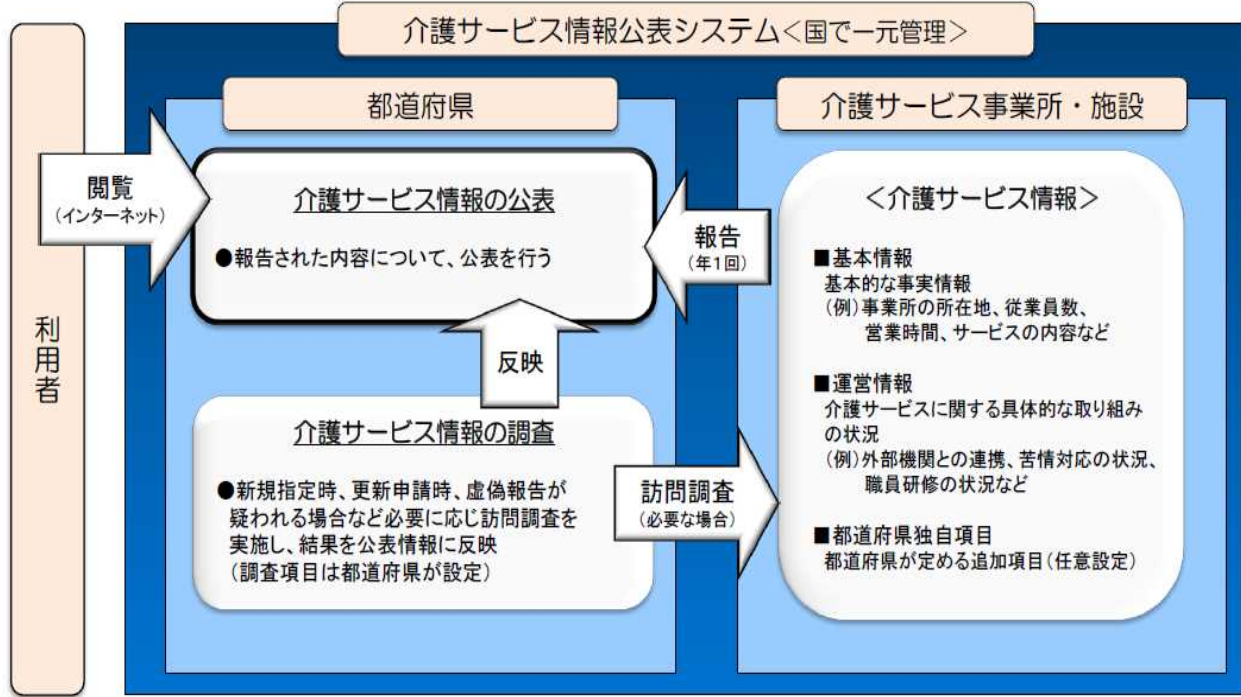
事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者が、関係法令等を熟知し、法令等に従って適正に事業を行う必要がある。

平成30年4月には介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われるため、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うことが求められる。

《主な関係法令》（各法に基づく政省令、告示等を含む。）

- 介護保険法 ○老人福祉法
- 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 社会福祉法 ○労働基準法 ○公益通報者保護法 など

II 介護サービス情報の公表について



1 制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」を視点を、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が発信する仕組みである。

事業所（施設）は、県が定める計画に基づき、基本情報、運営情報等を毎年、報告しなければならない。

都道府県知事は、報告に関して必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

都道府県知事は、事業者が報告を行わなかったり虚偽の報告をしたとき、または調査を受けなかったり調査の実施を妨げたときには、期間を定めて、報告を行うことや報告内容の是正、調査を受けることを命ずることができる。

また、事業者がこれらの命令に従わないときは、事業者の指定（許可）の取消し又は期間を定めての効力の全部・一部停止を行うことができる。なお、市町村長が指定権限を持つ事業者について指定（許可）の取消し又は効力の全部・一部停止が適当と認めるときには、その旨を市町村長に通知する。

なお、平成 30 年度より指定都市に事務が移管され、神戸市内の事業所については、神戸市が公表事務を実施する。

2 介護サービス情報の報告

平成 30 年度は、次のスケジュールで実施しており、報告月の前月に各対象事業者あてに個別に通知されるので、事業者は必ず報告する必要がある。

情報の報告については、年 1 回の義務であるにも関わらず、現在一部の事業者においては「未報告」となっている。未報告事業者は、介護保険法第 115 条の 35 の規定に基づく処分対象となる。

<平成 30 年度事業所情報報告のスケジュール>

報告月	公表月	地 区
10 月	11 月	阪神南県民センター、阪神北県民局管内
11 月	12 月	東播磨・北播磨県民局、中播磨県民センター管内
12 月	1 月	西播磨・但馬・丹波・淡路県民局管内

※（介護予防）居宅療養管理指導、養護老人ホームの（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護予防支援、指定があったとみなされた日から 1 年以内のみなし事業所のサービスなどは対象外であり、また、1 年間の介護報酬実績が 100 万円以下の事業所も対象外である。

3 調査等について

(1) 法に基づく調査

介護サービス情報公表システムへの報告内容に虚偽が明らかな場合や通報があり虚偽が疑われる場合に、事業者指導の一環として直接調査を実施する（事業所への指導・監査で対応）。

(2) ひょうご介護サービス情報公表活用制度による調査等

自ら調査を希望する事業所については、情報公表制度を活用した本県独自の取り組み

として、事業者及び利用者の双方にとって、真に事業者選択に資する制度（利用者による主体的な介護サービス事業所の選択）となり、また事業者自らが質の向上に活用（介護サービス事業所のサービス改善の取り組みの促進）できるよう、別途調査等を受けられる仕組みを構築している。

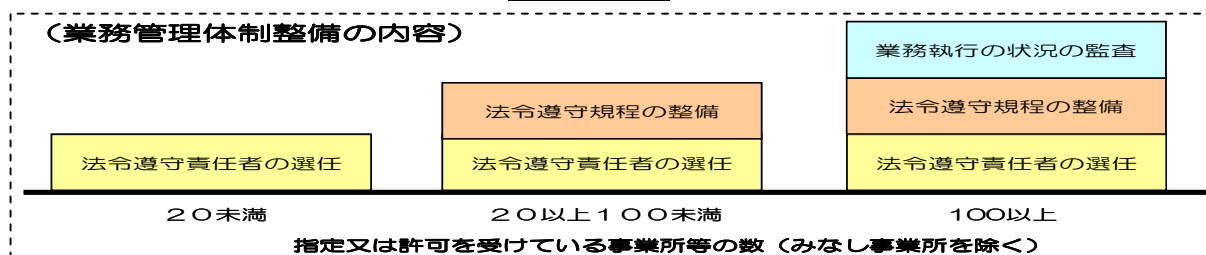
Ⅲ 業務管理体制の整備について

介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められる。このため、平成 21 年 5 月より、事業者には業務管理体制の整備が義務づけられている。（介護保険法第 115 条の 32）

業務管理体制の義務づけは、法令遵守の義務の履行を制度的に確保し、指定取消しにつながるような不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を目的とする。

1 業務管理体制整備の内容

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数に応じて、次のとおりである。→ P. 15 参照



※ 同一事業所が、例えば訪問看護と介護予防訪問看護の指定を併せて受けている場合、事業所等の数は2と数える。みなし指定事業所、総合事業は除く。

2 業務管理体制の整備に関する届出

事業者は、業務管理体制を整備し、厚生労働省令で定める事項を法に定める区分による行政庁に届け出なければならない。業務管理体制に関する届出は、介護保険事業への新規参入時、区分の変更及び届出事項に変更が生じた際に、その内容を遅滞なく届け出る必要がある。なお、未届出の事業者は速やかに提出すること。

〈届出先〉「第4次地方分権一括法」により、地方厚生局所管の権限が都道府県知事に移譲された（H27. 4～）。

区 分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
② 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者のうち、法人（主たる事業所）が 兵庫県に所在する事業者 ・事業所等のすべてが兵庫県内に所在する事業者（※以下の③④を除く）	
ア 法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	法人所在地を管轄する 健康福祉事務所
イ 法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
③ 事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在する事業者	神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市、明石市
④ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が兵庫県内の同一市町内に所在する事業者	各市町

3 法令遵守責任者

法令遵守責任者は、事業者において法令を遵守する体制を確保していくための責任者であり、当該責任者の下で「法令を遵守するための体制＝適正な業務管理体制」を確保していくことが求められる。

(1) 事業所内への周知

法令遵守責任者の役職及び氏名、法令遵守を確保するために実施する内容等を各事業所・施設内に周知し、問題や意見があれば積極的に受け止める旨を伝えること。

(2) 具体的な業務（役割）

法令上、法令遵守責任者が行うべき具体的な業務（役割）の内容は規定されていないが、次のような取組みを行うことが求められる。

① 法令遵守姿勢の確立

事業者内における法令遵守姿勢を確立するため、事業者として法令遵守を最優先する（利益等のために法令違反をしない）旨の基本姿勢を打ち出し、事業者内に徹底する。

② 通報窓口の設置及び周知

事業者内で法令違反が行われたとき、又は行われるおそれがあるときに従業員から通報又は相談を受ける窓口を設置し、その旨を事業者内に周知する。

③ 役職員に対する関係法令等の研修機会の確保

役職員が事業運営に必要な関係法令を確実に身に付けられるよう、役職員の立場に応じた関係法令や制度内容の研修機会を確保する。

4 業務管理体制に関する監督

(1) 目的

事業者における業務管理体制の整備状況を確認し、業務管理体制の整備を通じた適正な事業運営の確保を図るとともに、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する。

(2) 報告の徴収等

業務管理体制の整備に係る届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下「業務管理体制の監督権者」という。）は、業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認する必要があると認めるときは、事業者に対する報告の徴収、事業者の本部、関係事業所等への立入検査等を行うことができる。

具体的には、次の検査等を行うことができる。

① 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示の命令

② 事業者若しくは事業者の従業員に対する出頭の求め

③ 関係者に対する質問

④ 指定事業所・施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所への立ち入りによる設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

(3) 業務管理体制の整備に関する勧告、命令等

業務管理体制の監督権者は、事業者が適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、その旨を公表できる。

また、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとるよう命令することができ、命令を行った場合は、その旨を公示する。

(4) 業務管理体制の整備状況等の検査

① 一般検査の実施

事業者の自主的な業務管理体制の整備状況の確認・点検を通じて、法令遵守に対する意識を高めるとともに、問題点の改善を行っていくため、国の方針を踏まえ、平成27年度から、業務管理体制の整備に関する一般検査（書面検査）を実施している。

各事業者に対して、定期的に（概ね6年に1回）実施するため、高齢政策課又は健康福祉事務所から一般検査に係る通知があった場合は、法令遵守責任者が一般検査調書に記載の上、回答すること。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

IV 公益通報者保護制度について

企業の不祥事が続発し、その多くが、事業者内部の従業員等からの通報を契機として明らかになったことから、公益のために通報を行った従業員等を保護し、事業者のコンプライアンス経営等を促進するため、公益通報者保護法が平成18年から施行されている。

当該制度は、介護サービス事業者の法令遵守を確保する上でも重要な役割を果たすことから、事業者における業務管理体制の整備に当たっても、当該制度を踏まえて適切な対応を行うよう留意する必要がある。

※詳細については消費者庁ホームページ「公益通報ハンドブック」等を参照

<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/>

1 公益通報と通報者の保護

公益通報とは、①労働者が、②勤務先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報することをいい、公益通報を行った労働者（公益通報者）は、公益通報を理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう保護される。

2 通報の対象となるもの

「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為である。

対象法律には、刑法のほか介護保険法等も含まれるため、介護サービス事業の運営においては、不正請求、高齢者虐待、監査における虚偽帳簿の提示や虚偽答弁など、幅広い違法行為が通報の対象となる。

3 通報先

- (1) 事業者内部（「労務提供先」又は「労務提供先があらかじめ定めた者」）
- (2) 行政機関（「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」）
- (3) その他の事業者外部（通報事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要と認められる者（通報対象事実による被害者又は被害を受けるおそれのある者を含む））
例：報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合など

4 事業者に求められる対応

事業者内部が通報先の一つとされていることから、事業者には、自主的に通報処理の仕組みを整備することが必要であり、具体的には、以下のような取組が求められる。

- (1) 解雇等の不利益取扱いの禁止
公益通報したことを理由として解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止されている。
- (2) 通報・相談窓口の設置
通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に広く周知する。また、通報に関する質問等に対応する相談窓口を設置する。（両窓口は、併せて設置・運営することも可能）
- (3) 個人情報の保護
通報者や通報の対象となった者（被通報者）の個人情報を取扱うことになるため、情報を共有する範囲を限定するなど、通報処理に従事する者に秘密保持を徹底させる。
- (4) 通報者への対応状況の通知
通報の対応状況を通報者に伝えることは、通報者の通報窓口への信頼確保のためにも必要であるため、通報に対する対応状況を通知するよう努める。

V 福祉サービス第三者評価

1 意義及び目的

福祉サービスの第三者評価は、社会福祉事業者の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、評価結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択を支援することを目的としている。

2 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度より実施されている。

ホーム>暮らし・教育>健康・福祉>その他健康・福祉>兵庫県福祉サービス第三者評価
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/hw16_000000009.html)

〈社会福祉法 第78条第1項〉

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

第2 指導及び監査について

介護サービス事業の適正な運営を確保するためには、事業者が自ら主体的に取り組む必要があるが、行政においても、介護保険法に規定された指導、監査権限を行使し、問題がある場合には行政上の措置を講じて改善を求めることや、悪質な事業者を排除すること等により、事業の適正な運営を確保していく。

区分	根拠(介護保険法)	指定権者
指定居宅サービス事業者	第70条～第78条	都道府県・指定都市・中核市
指定地域密着型サービス事業者	第78条の2～第78条の17	市町(指定都市・中核市含む、以下同じ)
指定居宅介護支援事業者	第79条～第85条	市町
指定介護老人福祉施設	第86条～第93条	都道府県・指定都市・中核市
介護老人保健施設	第94条～第106条	都道府県・指定都市・中核市
介護医療院	第107条～第115条	都道府県・指定都市・中核市
指定介護予防サービス事業者	第115条の2～第115条の11	都道府県・指定都市・中核市
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第115条の12～第115条の21	市町
指定介護予防支援事業者	第115条の22～第115条の31	市町

(以下、「2 指定事業者になるための要件」まで指定居宅サービスを例に記載)

I 居宅サービス事業者等の指定

1 指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業者)

指定居宅サービス事業者(指定介護予防サービス事業者)とは、居宅サービス事業(介護予防サービス事業)を行う者として、県知事又は市長(指定都市及び中核市に限る)に介護保険法(以下「法」という)に基づく指定申請を行い、その指定を受けた者である。

〈指定居宅サービス(指定介護予防サービス)の種類〉

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、
(介護予防)訪問リハビリ、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、
(介護予防)通所リハビリ、(介護予防)短期入所生活介護、
(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)福祉用具貸与、
(介護予防)特定福祉用具販売、(介護予防)特定施設入居者生活介護

※ 福祉用具販売は、平成18年4月から指定事業者制になった。

※ 従来、要支援者に対するサービス提供は居宅サービス事業者によって行われていたが、平成18年4月から介護予防サービス事業者が提供することとなった。

※ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月31日で廃止。

2 指定事業者になるための要件

指定事業者になるには、そのための基準を満たしている必要がある。

- (1) 申請者が県(市)の条例で定めるものであること。(法人であること、かつ暴力団等でないこと。)

(2) 事業所の従業者の知識、技能並びに人員が県（市）条例の基準（人員基準）を満たしていること。

(3) 事業所の設備及び運営に関して県（市）条例の基準（設備基準及び運営基準）に従った事業運営ができること。

(4) 申請者が欠格事由に該当していないこと。

指定事業者は、要介護者等の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、その提供するサービスの質を自ら評価することなどによって常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることとされている（法第73条、第115条の3）。

また、要介護者等の人格を尊重するとともに、介護保険法令を遵守し、要介護者等のため、忠実に職務を遂行することとされている（法第74条、第115条の4）。

<指定を行わない事由（欠格事由等）>

① 申請者が都道府県の条例で定めるものでない (条例で定めるもの：法人であること、かつ暴力団等でない者) (病院等が特例措置（みなし指定）に該当する場合を除く)
② 事業所が人員基準を満たしていない
③ 設備・運営基準（及び介護予防のための効果的な支援方法の基準）に従って適正に運営することができないと認められる
④ 申請者が、禁錮以上の刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
⑤-1 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律の規定により罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある -2 労働に関する法律の所定の規定により罰金刑を受け、その執行が終わっていないか、今後執行を受けることがある
⑥ 指定の申請日の前日までに、社会保険料・労働保険料等について滞納処分を受け、かつ、該当処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料・労働保険料等の全てを引き続き滞納している
⑦ (a) 指定取消し事由該当、又は(b) 介護サービス情報の報告に関する命令に従わなかったことにより、指定を取り消され、取消日から5年が経過していない（取消処分通知日前60日以内に、その法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者を含むが、取消し理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く）
⑧ 法人である申請者と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が指定等を取り消され、その取消日から5年が経過していない（取消し理由となった事実について組織的関与が認められない場合を除く）
⑨ 上記⑦(a)又は(b)により、指定取消しについての通知があり、その通知日から取消処分日・処分を行わないことの決定日までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年が経過していない（事業廃止の届出について相当の理由がある場合を除く） 指定取消し処分を逃れるために、処分決定日前に事業廃止の届出を行った場合が該当
⑩ 申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消の処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に、相当の理由なく廃止届を提出した者で、その届出日から5年が経過していない
⑪ 上記⑨の事業廃止の届出を行った場合で、指定取消しについての通知日前60日以内にその法人の役員等・法人でない事業所の管理者であった者で、その届出日から5年が経過していない

⑫ 申請日前5年以内に居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援或いはこれらに相当するサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした
⑬ 法人が申請する場合に、その役員等の中に④～⑦、⑨～⑫のいずれかに該当する者がいる
⑭ 法人でない事業所が申請する場合に、その管理者が④～⑦、⑨～⑫のいずれかに該当する

3 指定の更新

平成17年の法改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定更新制度が導入された。事業者指定の有効期間は6年とし、指定事業者は、指定日（及び前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失う。

更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。

更新申請時には、原則として指定申請と同様に立入検査を行う（更新時まで既に立入検査が行われていた場合等を除く）。

指定更新の申請に対し有効期間満了日までに処分が行われない場合は、処分が行われるまで従来の指定が有効となる。指定が更新されれば、更新後の有効期間は従来の指定の有効期間の満了日の翌日から起算される。

4 事業者指導等（条文は指定居宅サービス事業者を例示）

（1）帳簿書類の提示等

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者等に対し、報告若しくは居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示命じ、又は当該職員に質問させることができる。（法第24条）
（市町：法第23条（文書の提出等））

（2）報告等

都道府県知事（指定都市・中核市の市長を含む）又は市町村長は、居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、サービス事業者や事業所従業者等に対して、報告や書類の提出等を命じ、質問を行うことができる。また、事業所へ立ち入り、設備・帳簿書類等を検査できる。（法第76条）

（3）勧告・命令等

都道府県知事等は、人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示する。（法第76条の2）

（4）指定の取消し・効力停止

都道府県知事等は、指定事業者が次の指定取消事由①～⑬のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。（法第77条）

<指定取消しの事由>

- ① 「欠格事由」(指定を行わない事由の④⑤⑬⑭のいずれかに該当するようになった(⑬⑭のうち⑥の場合を除く))
- ② 訪問介護・通所介護の事業者について、市町村協議制により指定の際に付された条件に違反したと認められる
- ③ 人員基準を満たすことができなくなった
- ④ 設備・運営基準に従って適正な事業運営をすることができなくなった
- ⑤ 要介護者(要支援者)の人格を尊重し、介護保険法及び介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者(要支援者)のために忠実に職務を遂行しなければならないという義務に違反したと認められる
- ⑥ 居宅サービス費(介護予防サービス費)の請求に関し不正があった
- ⑦ 都道府県知事等・市町村長から報告又は帳簿書類の提出・提示を命じられて、これに従わなかった、或いは虚偽の報告をした
- ⑧ 指定事業者・事業所従業者が次のいずれかの行為をした(指定事業者が従業者について、その行為の防止のため相当の注意・監督を尽くしていた場合を除く)
 - ・都道府県知事等・市町村長から出頭を求められて応じなかった
 - ・都道府県知事等・市町村長の質問に答弁しなかった、或いは虚偽の答弁をした
 - ・都道府県知事等・市町村長による検査を拒み、妨げ、或いは忌避した
- ⑨ 不正の手段により指定を受けた
- ⑩ 介護保険法その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律に違反した、或いはこれらの法律に基づく命令・処分に違反した
- ⑪ 上記のほか、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした
- ⑫ 法人の役員等のなかに、指定取消し或いは効力停止前5年以内に、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者がいる
- ⑬ 法人でない事業所の管理者が、指定取消し或いは効力停止前5年以内に、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした

(5) 事業の休止・廃止時の事前届出と利用者へのサービス確保

指定事業者は、事業を休止しようとするときや廃止しようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。これは、不正が疑われ監査を受けている事業所が廃止届を提出することにより、処分を免れることを防ぐためである。

なお、事業所の名称や所在地等の変更、休止していた事業の再開の場合は、事後10日以内の届出となる。

○ 立入検査後の一定の場合についての廃止届提出は欠格事由に該当

立入検査後、10日以内に都道府県知事等が事業者へ通知した聴聞決定予定日までに相当の理由なく廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当する。

○ 休止・廃止時の利用者へのサービス確保の義務化

事業者が事業を休止・廃止しようとする場合は、それまでの利用者(休止・廃止の届出日前1月以内にサービスを利用した利用者)に対して、継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務付けられている。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

(6) 指定の取消し等における連座制

事業者の指定の取消しや更新の拒否に関して、次のような連座制の仕組みがある。

- ① 介護サービス事業所を経営する法人が指定の取消し処分を受けると、指定の欠格事由に該当し、この法人は新たに指定を受けることができない。
- ② 上記法人が複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するため、傘下の介護サービス事業所が連座して指定の更新を受けることができない。
- ③ 事業者（申請者）のみならず、法人の役員等についても指定の更新の欠格事由に該当する場合は、指定の更新が受けられなくなる。（例えば、指定居宅サービス事業所を経営する法人の役員等の中に過去5年以内に指定の取消し処分を受けた事業者の役員等がいる場合、欠格事由に該当するため、指定の更新を受けることができず、介護保険サービスを提供することができなくなる。）
- ④ 連座制は、取消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に適用される。
- ⑤ 連座制の適用範囲は、在宅系と居住系に分割されている。居宅サービス（訪問介護等）について指定取消し処分が行われた場合であっても、居住系サービス（特定施設入居者生活介護）については連座制は適用されない。

II 指導及び監査

1 指導及び監査の趣旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求の適正な実施等について指導及び監査を実施する。

2 指導及び監査の類型

指導と監査をうまく組み合わせることにより、適切な運営を行っている介護保険サービス事業者等を支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組む。

実地指導を行う中で、利用者の生命等に危険があるような著しい運営基準違反が認められた場合や、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には、直ちに「監査」に変更して検査を続ける。

(1) 指導

サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるために行う。（制度管理の適正化とよりよいケアの実現をめざす。）

① 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により周知徹底を行う。

② 報告等

介護サービス事業所にチェックリスト等の提出を求め、運営状況を確認する。

③ 実地指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、適正な事業運営が実施されているか確認、指導等を行う。

(2) 監査

行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるために行う。(不正請求や指定基準違反に対する機動的な対応をめざす。)

① 報告等

報告、帳簿書類等の提出・提示、出頭の求めや関係者への質問等を行う。

② 実地監査

通報、苦情等の情報から事業運営、介護報酬の請求等に関する事項について不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、運営状況や事実関係を的確に把握し、その結果に応じた公正かつ適切な措置を行うことを目的として、現地において関係書類の閲覧や関係者へのヒアリング等を行う。

3 指導及び監査における県と市町の連携

(1) 目的

介護保険サービス事業者等に対する指導監査権限は、従来、事業者等の指定権限を有する県のみが有し、指定権限と一体的に行使することとされていたが、平成18年4月の介護保険法の一部改正に伴い、市町の保険者機能を強化する観点から、市町にも事業者等に対する指導監査権限が付与された。

このため、平成22年度より、県と市町とが連携を強化し、限られた体制の中でそれぞれの権限を効果的に発揮して、指導、監査(体制)の充実を図る取り組みを行っている。

(2) 連携の基本形

監査対象となる事業所・施設に対し、県と市町(指定都市及び中核市を除く。)が合同で監査を行う。

(3) 合同監査の対象とする事業所・施設

- ① 指定訪問介護事業所
- ② (介護予防) 指定訪問入浴介護事業所
- ③ (介護予防) 指定訪問看護事業所
- ④ (介護予防) 指定訪問リハビリテーション事業所
- ⑤ 指定通所介護事業所
- ⑥ (介護予防) 指定通所リハビリテーション事業所
- ⑦ (介護予防) 指定短期入所生活介護事業所
- ⑧ (介護予防) 指定短期入所療養介護事業所
- ⑨ (介護予防) 指定特定施設入居者生活介護事業所
- ⑩ (介護予防) 指定福祉用具貸与事業所
- ⑪ (介護予防) 指定特定福祉用具販売事業所
- ⑫ 指定介護老人福祉施設
- ⑬ 介護老人保健施設
- ⑭ 指定介護療養型医療施設

⑮ 介護医療院

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護は平成30年3月31日で廃止。

※居宅介護支援は平成30年4月1日から指定・指導等の権限が都道府県から市町村に移譲。

4 監査実施後の措置について

監査の結果、必要と認められる場合は、介護保険法による行政上の措置及び経済上の措置を講じる。

(1) 行政上の措置

勧告、命令、指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部停止を行う。

(2) 経済上の措置

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還を求める。また、この返還金には、40%の加算金を付すことができる。

5 指導及び監査結果のホームページへの掲載

県が行った社会福祉法人・施設等の指導監査において、法人・施設等に是正又は改善を求めた事項（指摘事項）のうち、主なものを分野別に県ホームページに掲載しているため、同様又は類似の運営や処理がないか自己点検し、該当がある場合には適切に是正又は改善すること。

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > その他健康・福祉 > 社会福祉法人・施設等の指導監査結果について (https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/hw17_000000038.html)

6 指定取消処分を行った事例（平成26年度以降）

(兵庫県)

平成26年10月	訪問介護 介護予防訪問介護	人員基準欠如や、運営基準違反等により虚偽申請や不正請求を行い、監査等で虚偽の報告を行った。
平成27年3月	通所介護 介護予防通所介護	人員基準欠如や、人員基準欠如により不正請求を行い、監査等で虚偽の報告を行った。
平成27年3月	訪問介護	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行った。
	居宅介護支援	訪問介護の不正請求に関与し、監査等で虚偽の報告を行った。
平成27年9月	訪問介護	無資格者により提供されたとする訪問介護サービスにつき、介護報酬を不正に請求し、有効な資格があると装った虚偽の報告を行った。

(神戸市)

平成 28 年 12 月	居宅介護支援	不正請求
平成 29 年 4 月	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求、不正の手段による指定更新
平成 29 年 10 月	居宅介護支援	人格尊重義務違反、忠実義務違反
平成 29 年 12 月	訪問介護 介護予防訪問介護	不正請求、法令違反
平成 30 年 4 月	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求、不正の手段による指定更新

(姫路市)

平成 27 年 12 月	訪問介護 介護予防訪問介護	不正請求
--------------	------------------	------

(尼崎市)

平成 26 年 9 月	通所介護 介護予防通所介護	人員基準違反、運営基準違反、虚偽報告、虚偽答弁、不正の手段による指定
平成 27 年 9 月	訪問介護 介護予防訪問介護	運営基準違反、不正請求、不正または著しく不当な行為
平成 27 年 10 月	居宅介護支援	不正請求
平成 28 年 3 月	通所介護 介護予防通所介護	人員基準違反、不正請求、虚偽答弁、不正の手段による指定
平成 30 年 4 月	訪問看護 介護予防訪問看護	不正請求
平成 30 年 4 月	居宅介護支援	不正請求、虚偽報告

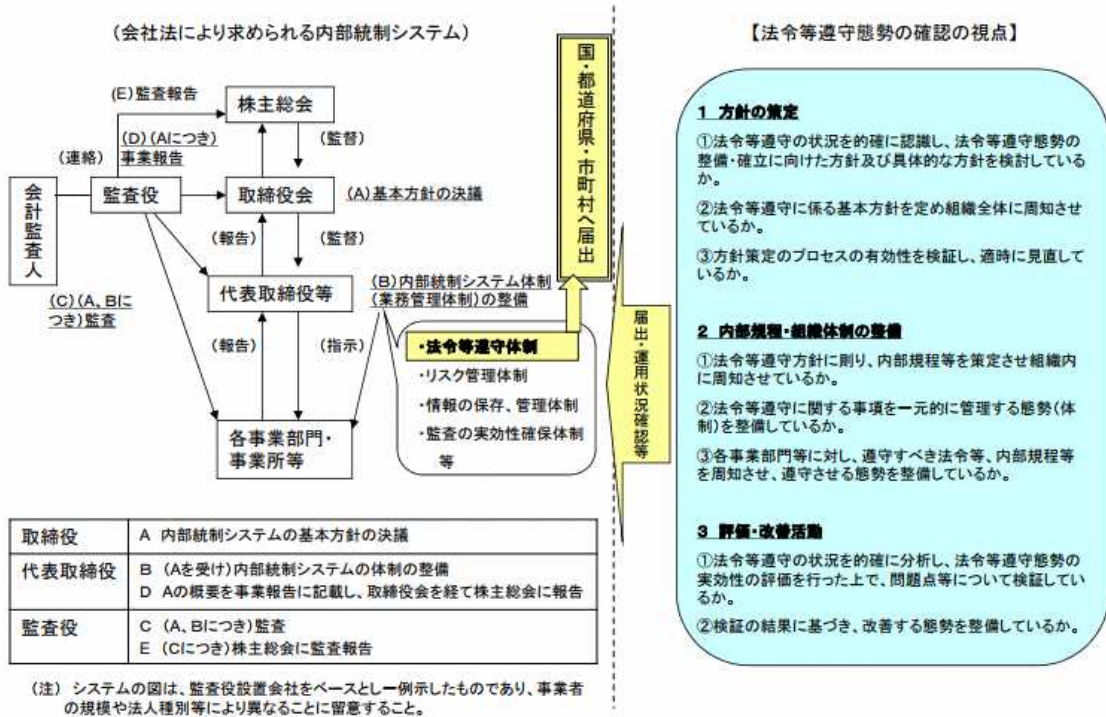
(西宮市)

平成 28 年 3 月	居宅介護支援	不正請求、虚偽の報告
-------------	--------	------------

業務管理体制の整備について

介護保険事業者は自主的に業務管理体制を整備し、法令違反等の未然防止や、法令違反が発生した場合に、早期の是正措置や検証を行える体制を整えることが求められる。

業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ



■ 業務管理体制の整備の例 ※事業者の法人種別、規模により整備する体制は異なる

I 方針策定

1 経営者（経営陣）の法令等遵守に対する認識等

- ・事業運営に責任のある経営者（経営陣）は、サービス事業所の法令等遵守の状況を的確に認識し、適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討する

2 法令等遵守方針の整備・周知

- ・経営者（経営陣）は法令等遵守に係る基本方針を定め、全役職員へ周知する

3 方針策定プロセスの見直し

- ・経営者（経営陣）は、定期的に法令等遵守の状況を把握し、方針策定のプロセスの有効性を検証する

II 内部規程・組織体制の整備

1 内部規程の整備・周知

- ・事業者内における法令等遵守に関する取り決めに明確化し、全役職員に周知する。
(例 法令遵守規程の整備（事業所数20以上の事業者に義務づけ）等

2 法令等遵守統括部門の態勢整備

- ・事業者内で法令等遵守に関する事項を一元的に管理する部署等を定める
- ・法令遵守責任者の具体的な役割を定める

3 事業担当部門及び事業所等における法令等遵守態勢の整備

- ・各事業所において法令等遵守が確保される態勢を整備し、法令等遵守統括部門との連携を図る（例）各事業所に法令遵守担当者を配置し、法令等遵守統括部門（法令遵守責任者）との連携を図る 等

4 法令等遵守マニュアルの整備・周知

- ・法令等遵守マニュアルを整備し、全役職員へ周知する
※法令等遵守マニュアルは、法令等遵守方針や法令遵守規程に沿って、役職員が遵守すべき法令等の解説、具体的な対処方針等を示した手引書を想定
- ・職員が違法行為を発見した場合等における、具体的な対処方法等を全役職員に周知する

5 法令等遵守プログラムの整備・周知

- ・法令等遵守プログラムを整備し、全役職員へ周知する
※法令等遵守プログラムは、法令等遵守を実現させるための具体的な実践計画（内部規程の整備、職員の研修等の年間計画）を想定
- ・法令等遵守プログラムの進捗状況・達成状況を把握し、評価・見直しを行う。

6 経営者（経営陣）への報告・承認態勢の整備

- ・経営者（経営陣）は、報告事項・承認事項を適切に設定し、定期的に法令等遵守の状況を報告させる（承認を求めさせる）態勢を整備する
- ・法令等遵守に関する重大案件について速やかに経営者（経営陣）に報告される仕組みを確立する

7 監査役（監事）への報告態勢の整備

※法令等遵守態勢に監査役を位置づけている場合

- ・法令等遵守統括部門（法令遵守責任者）から、直接、監査役（監事）へ報告する態勢を整備する

8 内部監査実施要領及び内部監査計画の策定

- ・内部監査の対象となる項目及び実施手順を定めた要領（「内部監査実施要領」など）を策定し、適切に内部監査計画を定めて実行する

※事業所数100以上の事業者には「法令遵守に係る監査の実施」が義務付けられている

9 法令遵守責任者等による法令等遵守態勢の確立状況

- ・経営者（経営陣）の基本方針に沿って定められた上記1～8の事項について、法令等遵守統括部門の責任者（法令遵守責任者）等を中心とした具体的な実施方法等について確認する

9-① 法令等遵守プログラムの実施

- ・法令等遵守プログラム（または、それに準ずるもの）の内容を適時適切に実施し、進捗状況や達成状況をフォローアップし、経営者（経営陣）へ報告する

9-② 法令等遵守関連情報の収集・管理、分析及び検討

- ・行政等から関連情報を収集する
例) 行政が開催する集団指導に本社（本部）職員が参加 等
- ・各事業所からの法令等解釈に関する疑義に対応する相談窓口を本社（本部）に設置する

9-③ 連絡・連携態勢

- ・法令等遵守統括部門（法令遵守責任者）と各事業所等との間の連絡・連携を密接にする 例) 管理者会議、施設長会議などの定例会議、イントラネット 等

9-④ モニタリング態勢

- ・各事業所等における法令遵守状況の確認方法を整備する
例) 本社（本部）による実地調査、自己点検シートを定期的に本社（本部）に提出させる 等

9-⑤ 法令等違反行為処理態勢

- ・内部通報があった場合の対処方法について明確化する
- ・事故報告（ヒヤリハット含む）に関する仕組み（ルール）を確立する
- ・これらの報告結果を再発・未然防止に活用する

9-⑥ サービス利用についての苦情・相談処理担当部署責任者等との連携

- ・サービス利用に係る相談・苦情等について、法令等遵守統括部門（法令遵守責任者）において把握し、法令等遵守違反行為の疑いはないか確認する
- ・処理案件を再発・未然防止に活用する

9-⑦ 研修・指導態勢

- ・事業者内で開催する研修や勉強会の内容に、法令等遵守についての内容を加える
- ・法令等遵守規程や法令等遵守マニュアルを全役職員に周知徹底する機会を設ける
- ・組織全体の法令等遵守の意識を高めるための取組をおこなう
例) 法令等遵守方針の事業所内掲示・職員カード配布、朝礼等における事業員の周知徹底 等

9-⑧ 法令等遵守担当者の役割 ※法令等遵守態勢に「法令遵守担当者」を配置している場合

- ・法令遵守担当者の具体的な役割を定める

10 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

- ・経営者（経営陣）は、上記1～9について、有効に機能しているかどうか、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う

Ⅲ 評価・改善活動の状況

1 分析・評価

2 改善活動

- ・ 経営者（経営陣）は、法令等遵守の状況に関する情報に基づき、法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、改善すべき点の有無等を検討する
- ・ 経営者（経営陣）は、上記の分析・評価結果に基づき改善計画を策定するなど、宝等遵守態勢における問題点の解消等に努める